

# 産業廃棄物処分業許可証

住 所 茨城県ひたちなか市高野 1 9 6 8 番地 2

氏 名 株式会社 カツタ

代表取締役 望月 福男

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

優良

産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条 第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。  
第 1 4 条 の 2 第 1 項

茨城県知事 大 井 川 和 彦

許可の年月日 令和 5 年 7 月 3 0 日

許可の有効年月日 令和 1 2 年 7 月 2 9 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

## 中間処分

破碎：廃油（固形物に限る。）（\*5）、廃プラスチック類（\*3）（\*5）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（\*5）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（\*3）（\*5）、動植物性残さ 以上 9 種類

焼却：汚泥（\*3）（\*5）（\*7）、廃油（\*5）、廃酸（\*5）（\*7）、廃アルカリ（\*5）（\*7）、廃プラスチック類（\*3）（\*5）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（\*5）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（\*3）（\*5） 以上 1 2 種類

中和：廃酸（\*5）（\*7）、廃アルカリ（\*5）（\*7） 以上 2 種類

油水分離：廃油（\*5） 以上 1 種類

乾燥：汚泥（\*3）（\*5）（\*7）、動植物性残さ 以上 2 種類

固形燃料化：廃プラスチック類（\*3）（\*5）、紙くず、木くず、繊維くず 以上 4 種類

脱水：汚泥（\*3）（\*5）（\*7）、動植物性残さ 以上 2 種類

（※）記載品目については、（\*3）石綿含有産業廃棄物を除く、（\*5）水銀使用製品産業廃棄物を除く、（\*7）水銀含有ばいじん等を除く

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置許可を受けている場合に限り。）を記載すること。）

別記 1 のとおり。

3. 許可の条件

特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

| 許可（届出）年月日         | 変 更 内 容     | 許可（届出）年月日        | 変 更 内 容     |
|-------------------|-------------|------------------|-------------|
| 平成 12 年 3 月 8 日   | 新規許可        | 平成 26 年 9 月 22 日 | 変更届（施設の変更）  |
| 平成 17 年 3 月 8 日   | 更新許可        | 平成 29 年 3 月 17 日 | 更新許可（優良認定）  |
| 平成 20 年 11 月 14 日 | 変更許可（品目の追加） | 平成 29 年 5 月 26 日 | 変更許可（品目の追加） |
| 平成 22 年 3 月 8 日   | 更新許可        | 令和 5 年 7 月 30 日  | 更新許可（優良認定）  |
| 平成 24 年 3 月 21 日  | 優良確認        | 令和 8 年 7 月 10 日  | 変更届（施設の変更）  |

5. 規則第 1 0 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

有・無

別記1 事業の用に供する施設の所在地、処理施設及び保管施設の概要

茨城県ひたちなか市高野字永田1968番1 外5筆

処理施設

| 施設の種類             | 処理能力                                                                                                                        | 産業廃棄物の種類                                                                                                                                     | 設置年月日<br>許可年月日<br>許可番号               |
|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 破砕施設              | 75 t/日 (12 時間)                                                                                                              | 廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5) 以上6種類                                                                 | 平成12年2月8日<br>平成10年12月22日<br>1-1-0044 |
|                   | 30 t/日 (12 時間)                                                                                                              | 廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、繊維くず、金属くず(*5) 以上4種類                                                                                                    | 平成12年2月8日<br>平成10年12月22日<br>1-1-0045 |
|                   | 8 t/日 (8 時間)                                                                                                                | 廃油(固形物に限る)(*5)、廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、金属くず(*5)、動植物性残さ 以上6種類                                                                               | 平成29年2月10日<br>平成26年1月30日<br>1-1-0254 |
|                   | 55 t/日 (8 時間)                                                                                                               | 廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5) 以上7種類                                                            | 平成26年9月18日<br>平成26年9月2日<br>1-1-0218  |
| 焼却施設              | 汚泥:50t/日(24時間)<br>廃油:38 m <sup>3</sup> /日(24時間)<br>木くず等:125t/日(24時間)<br>廃プラスチック類:<br>46t/日(24時間)<br>混燃能力合計:<br>150t/日(24時間) | 汚泥(*3) (*5) (*7)、廃油(*5)、廃酸(*5) (*7)、廃アルカリ(*5) (*7)、廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5) 以上12種類 | 平成12年2月8日<br>平成10年12月22日<br>1-1-0047 |
| 焼却施設              | 150t/日(24時間)                                                                                                                | 汚泥(*3) (*5) (*7)、廃油(*5)、廃酸(*5) (*7)、廃アルカリ(*5) (*7)、廃プラスチック類(*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず(*5)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(*3) (*5) 以上12種類 | 令和8年7月9日<br>令和4年2月21日<br>1-1-0291    |
| 焼却施設<br>(ドラム缶専焼炉) | 0.64 m <sup>3</sup> /日(8時間)<br>火床面積4.96 m <sup>2</sup> ×2基                                                                  | 廃油(*5) 以上1種類                                                                                                                                 | 平成12年2月8日<br>平成10年12月22日<br>1-1-0048 |
| 中和施設              | 80 m <sup>3</sup> /日(8時間)                                                                                                   | 廃酸(*5) (*7)、廃アルカリ(*5) (*7)<br>以上2種類                                                                                                          | 平成12年2月8日<br>平成10年12月22日<br>1-1-0043 |
| 油水分離施設            | 20 m <sup>3</sup> /日(8時間)                                                                                                   | 廃油(*5) 以上1種類                                                                                                                                 | 平成12年2月8日<br>平成10年12月22日<br>1-1-0042 |

|         |                              |                                         |                                                  |
|---------|------------------------------|-----------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 乾燥施設    | 24 m <sup>3</sup> /日 (24 時間) | 汚泥 (*3) (*5) (*7)、動植物性残さ 以上 2 種類        | 平成 12 年 2 月 8 日<br>平成 10 年 12 月 22 日<br>1-1-0041 |
|         | 50 m <sup>3</sup> /日 (24 時間) | 汚泥 (*3) (*5) (*7)、動植物性残さ 以上 2 種類        | 平成 12 年 2 月 8 日<br>平成 10 年 12 月 22 日<br>1-1-0040 |
|         | 20 m <sup>3</sup> /日 (24 時間) | 汚泥 (*3) (*5) (*7)、動植物性残さ 以上 2 種類        | 令和 8 年 7 月 9 日<br>令和 4 年 2 月 21 日<br>1-1-0292    |
| 固形燃料化施設 | 48 t /日 (12 時間)              | 廃プラスチック類 (*3) (*5)、紙くず、木くず、繊維くず 以上 4 種類 | 平成 12 年 2 月 8 日<br>—<br>—                        |
| 脱水施設    | 10 m <sup>3</sup> /日 (8 時間)  | 汚泥 (*3) (*5) (*7)、動植物性残さ 以上 2 種類        | 平成 15 年 2 月 28 日<br>平成 12 年 9 月 12 日<br>1-1-0060 |

(※) 記載品目については、(\*3) 石綿含有産業廃棄物を除く、(\*5) 水銀使用製品産業廃棄物を除く、(\*7) 水銀含有ばいじん等を除く